

和歌山平野農地防災事業
四箇井出島排水路建設工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	和歌山平野農地防災事業 四箇井出島排水路建設工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和6年4月）」（URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、四箇井出島排水路を新設するものである。	
2 工事場所	和歌山県和歌山市出島、栗栖及び松島地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=1,111.7m 施工始点 測点IP-A4 施工終点 測点IP-A20 内訳 管水路（φ2200mm） 推進・シールド工延長 L=1,111.7m うち推進工区間 L=282.4m うちシールド区間 L=829.3m 管渠延長 L=1,107.9m 仮設工 一式	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年9月25日から令和8年4月17日まで （余裕期間：契約締結の日から令和6年9月24日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、管渠工事は休日等11日（月平均）を見込んでいる。その他工事は雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。	
2 寒中コンク	1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書第1編3-10-2に	

項 目	内 容	摘 要															
リート	規定する「寒中コンクリート」は想定していない。 2) 気象条件により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。																
3 作業時間の制限	管渠工に係る作業時間は、昼夜連続施工（実働16時間）を標準として以下のとおり考えている。 なお、周辺住民への影響が確認された場合は、作業時間を別に制限することがある。																
4 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
5 工事を施工しない時間帯	管渠工以外を施工の際は、原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
第4章 現場条件																	
1 土質	本工事の施工場所の土質は、図面のとおり想定している。																
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>調整事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松島樋門改築工事（近畿地方整備局）</td><td>R5. 9. 27～R7. 6. 13</td><td>到達側仮設道路 土砂運搬</td></tr> <tr> <td>紀の川取水施設更新4期工事（仮称） （和歌山県商工観光労働部）</td><td>未定</td><td>工事用道路</td></tr> <tr> <td>加納浄水場ろ過池混和池築造工事 （和歌山市企業局）</td><td>R5. 3. 28～R9. 3. 16</td><td>工事用道路</td></tr> <tr> <td>四箇井水路分流ゲート製作据付工事</td><td>未定</td><td>ゲート据付時期</td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	調整事項	松島樋門改築工事（近畿地方整備局）	R5. 9. 27～R7. 6. 13	到達側仮設道路 土砂運搬	紀の川取水施設更新4期工事（仮称） （和歌山県商工観光労働部）	未定	工事用道路	加納浄水場ろ過池混和池築造工事 （和歌山市企業局）	R5. 3. 28～R9. 3. 16	工事用道路	四箇井水路分流ゲート製作据付工事	未定	ゲート据付時期	
工 事 名	工 期	調整事項															
松島樋門改築工事（近畿地方整備局）	R5. 9. 27～R7. 6. 13	到達側仮設道路 土砂運搬															
紀の川取水施設更新4期工事（仮称） （和歌山県商工観光労働部）	未定	工事用道路															
加納浄水場ろ過池混和池築造工事 （和歌山市企業局）	R5. 3. 28～R9. 3. 16	工事用道路															
四箇井水路分流ゲート製作据付工事	未定	ゲート据付時期															
3 第三者に対する措置 (1) 騒音、振動対策	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。 なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>騒音レベル測定</th><th>振動レベル測定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定方法</td><td>特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）</td><td>振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）</td></tr> <tr> <td>基準値</td><td>管渠工の夜間作業時 45dB（市街化調整区域）</td><td>管渠工の夜間作業時 55dB</td></tr> </tbody> </table>		騒音レベル測定	振動レベル測定	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）	基準値	管渠工の夜間作業時 45dB（市街化調整区域）	管渠工の夜間作業時 55dB							
	騒音レベル測定	振動レベル測定															
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）															
基準値	管渠工の夜間作業時 45dB（市街化調整区域）	管渠工の夜間作業時 55dB															

項 目	内 容				摘 要
		55dB（準工業地域）			
		管渠工の夜間作業時以外 85dB	管渠工の夜間作業時以外 75dB		
	測定日数	工事着手前1回、工事実施中1回（管渠工の夜間作業時） 工事着手前1日、工事実施中 各1日（上記以外）			
	測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。		
	測定時間等	午前8時又は午後8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時又は午後8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。		
(2) 濁水対策	1) 本工事の管渠工の施工に伴い発生する汚濁水は、全量、産業廃棄物処理とする。また、立坑工事の施工に伴い発生する濁水対策は計上していないが、必要の場合は監督員と協議するものとする。 2) 受注者は、濁水対策が必要な場合は施工に先立ち、濁水処理計画書等を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。				
(3) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。				
(4) 営農対策	本工事の周辺農地における営農に支障が出ないように配慮しなければならない。				
(5) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。				
(6) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員について、国道24号は和歌山県公安委員会が検定合格警備員の配置を必要とする路線に認定されているので、警備業務においては、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員を1人以上配置するものとする。 2) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者との協議や条件変更等に伴い員数の増減や警備時間帯、交代要員の有無に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。				
	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考
	国道24号（発進側工事ヤード出入口）	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時（要 検定合格警備員）
	紀の川左岸堤防道路（到達側工事ヤード出入口）	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時
(7) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。				

項 目	内 容	摘 要																															
(8) 地盤変位等	3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。 なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 1) 管渠工施工区間については、掘進路線上（地上）に測定点を設け、以下の頻度で変位測定を行わなければならない。 掘進区間掘進時 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">測定時期</th><th>測定頻度</th></tr> <tr> <td colspan="2">掘進機通過前（通過前1週間）</td><td>1回</td></tr> <tr> <td colspan="2">掘進機通過中</td><td>1回／日</td></tr> <tr> <td>掘進機通過後</td><td>掘進区間完了まで</td><td>1回／日</td></tr> <tr> <td rowspan="2">掘進区間完了後</td><td>2週間まで</td><td>1回／日</td></tr> <tr> <td>3ヶ月間まで</td><td>1回／週</td></tr> </table> シールド区間掘進時 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">測定時期</th><th>測定頻度</th></tr> <tr> <td colspan="2">掘進機通過前（通過前1週間）</td><td>1回</td></tr> <tr> <td colspan="2">掘進機通過中</td><td>1回／日</td></tr> <tr> <td rowspan="2">掘進機通過後</td><td>2週間まで</td><td>1回／日</td></tr> <tr> <td>3ヶ月間まで</td><td>1回／週</td></tr> </table> 測定点は25m間隔とし測定点毎に宅地等境界2箇所を想定しているが詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 測定結果を整理し、速やかに監督職員に提出しなければならない。 3) 変状が現れた場合は、速やかに作業を中止し、監督職員に報告するものとする。	測定時期		測定頻度	掘進機通過前（通過前1週間）		1回	掘進機通過中		1回／日	掘進機通過後	掘進区間完了まで	1回／日	掘進区間完了後	2週間まで	1回／日	3ヶ月間まで	1回／週	測定時期		測定頻度	掘進機通過前（通過前1週間）		1回	掘進機通過中		1回／日	掘進機通過後	2週間まで	1回／日	3ヶ月間まで	1回／週	
測定時期		測定頻度																															
掘進機通過前（通過前1週間）		1回																															
掘進機通過中		1回／日																															
掘進機通過後	掘進区間完了まで	1回／日																															
掘進区間完了後	2週間まで	1回／日																															
	3ヶ月間まで	1回／週																															
測定時期		測定頻度																															
掘進機通過前（通過前1週間）		1回																															
掘進機通過中		1回／日																															
掘進機通過後	2週間まで	1回／日																															
	3ヶ月間まで	1回／週																															
(9) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、資材、土砂等の搬入・搬出は、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。																																
(10) 道路沿線住宅対策	道路沿線住民の出入りに支障を来さぬよう十分配慮しなければならない。																																
	なお、地元関係者との協議により対策を講じる必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																																
(11) 防塵対策	施工ヤードでは、定期的に防塵対策として、定期的に散水を行う。また、その他対策工について地区関係者との協議により追加する場合がある。																																
(12) 関係機関との調整	1) 管渠工を施工する国道・市道における、占用許可について、それぞれ道路管理者と協議中であり、令和6年5月下旬に協議成立の見込みである 2) 松島樋門接続水路及び到達側ヤードは、河川区域・保全区域の範囲内であるため、河川管理者と協議中であり、令和6年5月下旬に協議成立の見込みである。																																
(13) 地上地下施設に対する安全対策	1) 受注者は、共通仕様書第3章第2節3-2-2の1(2)に示す架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設（簡易ゲート）の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画で対策が不要な場合はこの限りではない。 なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する																																

項 目	内 容	摘 要																											
	必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。 なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1章1－1－34に基づき監督職員に報告するものとする。 また、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																												
4 照査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。																												
第5章 指定仮設																													
1 工事用地等	1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。 2) 耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。 3) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。 4) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。																												
2 防音工	発進ヤードでの夜間作業の防音対策として防音壁を設置するものとする。 仮設防音設備に使用する防音パネル（H=9m）の性能は次のとおりとする。 （性能BSK-Aタイプ） <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="6">1/1オクターブバンド 中心周波数 [Hz]</th></tr><tr><th>125</th><th>250</th><th>500</th><th>1000</th><th>2000</th><th>4000</th></tr><tr><td>透過損失（dB）</td><td>13</td><td>17</td><td>27</td><td>35</td><td>40</td><td>45</td></tr><tr><td>吸音率</td><td>0.25</td><td>0.65</td><td>0.80</td><td>0.83</td><td>0.75</td><td>0.55</td></tr></table>	項目	1/1オクターブバンド 中心周波数 [Hz]						125	250	500	1000	2000	4000	透過損失（dB）	13	17	27	35	40	45	吸音率	0.25	0.65	0.80	0.83	0.75	0.55	
項目	1/1オクターブバンド 中心周波数 [Hz]																												
	125	250	500	1000	2000	4000																							
透過損失（dB）	13	17	27	35	40	45																							
吸音率	0.25	0.65	0.80	0.83	0.75	0.55																							
3 立坑工	1) 立坑は契約図面に示すとおりとする。また、施工に当たっては、施工前に機械の配置、組立、撤去等の施工計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 2) 管渠工事期間中の点検、補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。 3) 立坑形式及び施工方法は次のとおり想定しているが、現場条件等により、想定している立坑形式及び施工方法が困難と判断される場合には、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>施工場所</th><th>種別</th><th>施工方法</th><th>施工条件</th></tr><tr><td>発進立坑</td><td>鋼矢板VII型</td><td>油圧圧入引抜機 （ウォータージェット併用）</td><td>Nmax≤50 （最大礫径60mm） 存置</td></tr><tr><td>到達立坑</td><td>鋼矢板VI型</td><td>アースオーガ併用圧入杭打機 （アースオーガ併用）</td><td>Nmax≤65 （最大礫径100mm） 存置</td></tr></table> 4) 切梁、腹起し設置のための余掘り深さは、切梁材中心線から0.7m以内とする。 5) 鋼矢板は打ち込み後、鏡切りにて撤去した鋼矢板は、各ヤード内の監督職員が指示する箇所に整理して存置すること。	施工場所	種別	施工方法	施工条件	発進立坑	鋼矢板VII型	油圧圧入引抜機 （ウォータージェット併用）	Nmax≤50 （最大礫径60mm） 存置	到達立坑	鋼矢板VI型	アースオーガ併用圧入杭打機 （アースオーガ併用）	Nmax≤65 （最大礫径100mm） 存置																
施工場所	種別	施工方法	施工条件																										
発進立坑	鋼矢板VII型	油圧圧入引抜機 （ウォータージェット併用）	Nmax≤50 （最大礫径60mm） 存置																										
到達立坑	鋼矢板VI型	アースオーガ併用圧入杭打機 （アースオーガ併用）	Nmax≤65 （最大礫径100mm） 存置																										
4 坑内保安対策	火災の発生を防止するため、換気設備、防水シート等は、不燃性材料を使用するものとする。																												

項 目	内 容	摘 要								
5 水替工	1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。 <table><tr><td></td><td>想定排水量</td><td>排水方法</td><td>備 考</td></tr><tr><td>発進立坑</td><td>Qmax=40m³/hr未満</td><td>常時排水</td><td>推進工用</td></tr></table> 2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 3) 現場湧水量が想定以上であった場合は、監督職員と協議するものとする。 4) ポンプ等による排水先は、既存水路を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。		想定排水量	排水方法	備 考	発進立坑	Qmax=40m³/hr未満	常時排水	推進工用	
	想定排水量	排水方法	備 考							
発進立坑	Qmax=40m³/hr未満	常時排水	推進工用							
6 仮締切工	図面に示す既設水路の仮締切工について、止水が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、工事期間中の点検、補修、維持管理及び施工完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。									
7 土取場、建発生土受入地等 (1)建設発生土(搬入)	1) 本工事では、他工事からの発生土として次の土量の搬入を予定している。 <table><tr><td>搬入元工事名</td><td>所在地</td><td>搬入量</td><td>備 考</td></tr><tr><td>松島樋門改築工事 (近畿地方整備局)</td><td>和歌山市松島地先</td><td>1,620 m3</td><td>発進ヤード盛土材 到達ヤード盛土材 仮設道路盛土材</td></tr></table> 2) 搬入土の受け渡し場所は、本工事現場（発進・到達ヤード）とする。 3) 搬入元工事の進捗によっては、本工事前に搬入済みの場合がある。	搬入元工事名	所在地	搬入量	備 考	松島樋門改築工事 (近畿地方整備局)	和歌山市松島地先	1,620 m3	発進ヤード盛土材 到達ヤード盛土材 仮設道路盛土材	
搬入元工事名	所在地	搬入量	備 考							
松島樋門改築工事 (近畿地方整備局)	和歌山市松島地先	1,620 m3	発進ヤード盛土材 到達ヤード盛土材 仮設道路盛土材							
8 工事用仮設道路	発進ヤード、到達ヤード及び迂回路における仮設道路について、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。									
第6章 工事用地等										
1 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。									
2 工事用地等の使用及び返還	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴集に協力するものとする。 4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。									
3 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。									
第7章 支給材料										
1 支給材料	支給する材料は、次のとおりである。									

項 目	内 容					摘 要
2 引渡方法等	品 名	規 格	単 位	数 量	備考	
	高密度ポリエチレン管	φ 600	m	81.2m		
	高密度ポリエチレン管	φ 1500	m	55.5m		
	支給材料の引渡し方法等は次のとおりとする。					
	場所	引渡し時期	引渡し方法		備考	
	和歌山県和歌山市禰宜地内	令和7年1月	仮置き của yardにて引渡し		φ 600	
	和歌山県和歌山市和田地内	令和7年1月	仮置き của yardにて引渡し		φ 1500	
	第8章 工事用電力					
	第9章 工事用材料					
	1 規格及び品質					
本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。						
本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。						
1) 推進工法用管 (φ 2200mm)						
①推進工法用鉄筋コンクリート管 (標準管)						
規 格 : JSWAS A-2 2018						
種 類 : 内圧管						
外圧強さ : 3 種						
内圧強さ : AW6 (0.6MPa)						
圧縮強度 : 50N/mm 2						
継手性能 : JC 同等品						
②推進工法用鉄筋コンクリート管 (特殊先頭管)						
規 格 : JSWAS A-2 2018						
種 類 : 内圧管						
外圧強さ : 3 種						
内圧強さ : AW6 (0.6MPa)						
圧縮強度 : 50N/mm 2						
継手性能 : JC 同等品						
③推進工法用鉄筋コンクリート管 (特殊管)						
規 格 : JSWAS A-2 2018						
種 類 : 内圧管						
外圧強さ : 3 種						
内圧強さ : AW6 (0.6MPa)						
圧縮強度 : 50N/mm 2						
継手性能 : JC 同等品						
2) セグメント (φ 2200mm)						
①合成セグメント (幅1000mm・750mm)						
主 材 料 : 鋼材・コンクリート						
種 類 : 内圧管						
②鋼製 (中詰め) セグメント (幅300mm)						
主 材 料 : 鋼材・コンクリート						
種 類 : 内圧管						
3) セグメントシール材						
種 類 : 水膨張タイプ (2 倍膨張)						
コーナー部 : コーナー部用のシール材を使用する。						
4) 薬液注入材						
水ガラス系溶液 (無機) 型 瞬結 (一次注入) + 緩結 (中結) (二次注入) (中性)						

項 目	内 容	摘 要														
2 見本又は資料提出	(劇薬又はフッ素化合物を含まないものに限る) 5) 高圧噴射攪拌工 固化材 (セメント系) 6) 石材及び骨材 クラッシャラン C-40 JIS A 5001 粒度調整碎石 M-30 JIS A 5001 再生クラッシャラン RC-40 スクリーニングス 7) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD345 JIS G 3112 H形鋼 SS400 JIS G 3192 鋼矢板 SYW295 VL型、VIL型 JIS A 5523 8) コンクリート二次製品 歩車道境界ブロック JIS A 5371 9) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。															
	<table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>W/C (%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>支圧壁・坑口コン 基礎コンクリート</td></tr></table>	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	支圧壁・坑口コン 基礎コンクリート	
	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的									
	無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	支圧壁・坑口コン 基礎コンクリート									
	10) 管材 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741															
	11) 舗設材 アスファルト乳剤 JIS K 2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスファルト混合物 (13) 															

項 目	内 容	摘 要																																								
3 監督職員の 検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 【工事材料】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セグメント</td><td>外観、形状、寸法、溶接、 仮組、強度、塗装、質量等</td><td>製作工場</td></tr> <tr> <td>外観、形状</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>セグメントシール材</td><td>外観、形状</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>裏込材</td><td>試験練り、硬化時間の測 定、圧力試験</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>泥水材</td><td>試験練り</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>薬液注入材類</td><td>試験練り、硬化時間の測 定、圧縮試験</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>鋼材</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>コンクリート</td><td>試験練り、スランプ、空気 量、圧縮試験、塩化物含有 量</td><td>現場搬入時及び プラント</td></tr> <tr> <td>管 材</td><td>外観、寸法</td><td>搬入時抽出検査</td></tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td><td>〃</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> 【工事機械】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">掘進機</td><td>外観、形状、材料、機器、 塗装等</td><td>製作工場</td></tr> <tr> <td>外観、形状</td><td>現場搬入時</td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	セグメント	外観、形状、寸法、溶接、 仮組、強度、塗装、質量等	製作工場	外観、形状	現場搬入時	セグメントシール材	外観、形状	現場搬入時	裏込材	試験練り、硬化時間の測 定、圧力試験	現場搬入時	泥水材	試験練り	現場搬入時	薬液注入材類	試験練り、硬化時間の測 定、圧縮試験	現場搬入時	鋼材	外観、形状、寸法	現場搬入時	コンクリート	試験練り、スランプ、空気 量、圧縮試験、塩化物含有 量	現場搬入時及び プラント	管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査	コンクリート二次製品	〃	〃	名 称	検査・試験項目	備 考	掘進機	外観、形状、材料、機器、 塗装等	製作工場	外観、形状	現場搬入時	
材 料 名	検査・試験項目	備 考																																								
セグメント	外観、形状、寸法、溶接、 仮組、強度、塗装、質量等	製作工場																																								
	外観、形状	現場搬入時																																								
セグメントシール材	外観、形状	現場搬入時																																								
裏込材	試験練り、硬化時間の測 定、圧力試験	現場搬入時																																								
泥水材	試験練り	現場搬入時																																								
薬液注入材類	試験練り、硬化時間の測 定、圧縮試験	現場搬入時																																								
鋼材	外観、形状、寸法	現場搬入時																																								
コンクリート	試験練り、スランプ、空気 量、圧縮試験、塩化物含有 量	現場搬入時及び プラント																																								
管 材	外観、寸法	搬入時抽出検査																																								
コンクリート二次製品	〃	〃																																								
名 称	検査・試験項目	備 考																																								
掘進機	外観、形状、材料、機器、 塗装等	製作工場																																								
	外観、形状	現場搬入時																																								
第10章 施工 1 一般事項 (1) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。																																									
(2) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。																																									
(3) 既設構造物 に対する措置	1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で																																									

項 目	内 容	摘 要							
2 再生資源等の利用 (1) 建設副産物	保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。								
	(4) 舗装切断に伴う排水等の処理 舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。								
	(5) 設計図書の充足 本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。								
(2) 再生資材の利用	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。								
	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン (13) 再生粗粒度アスコン (20)</td><td>使用箇所： 発進側（国道舗装復旧） 到達側（迂回道路）</td></tr> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所：基礎材・舗装路盤材</td></tr> </tbody> </table> なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。		資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13) 再生粗粒度アスコン (20)	使用箇所： 発進側（国道舗装復旧） 到達側（迂回道路）	再生クラッシャーラン
資 材 名	規 格	備 考							
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13) 再生粗粒度アスコン (20)	使用箇所： 発進側（国道舗装復旧） 到達側（迂回道路）							
再生クラッシャーラン	RC-40	使用箇所：基礎材・舗装路盤材							
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。								

項 目	内 容					摘 要
4 特定建設資材の分別解体等	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	
	コンクリート殻(有筋)	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00 (日曜受入不可)	再資源化施設	
	コンクリート殻(無筋)	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00 (日曜受入不可)	再資源化施設	
	アスファルト殻	(株)中野建設	和歌山市西田井字下嶋505-1	8:00～17:00 (日曜受入不可)	再資源化施設	
	建設汚泥(泥水)	(有)火の国産業	和歌山市西浜中川向ノ坪1660-485	8:00～17:00 (日曜受入不可)	再資源化施設	
	廃プラスチック(土木シート)	(株)ヴァイオス	紀の川市桃山町調月2822-6	8:00～17:00 (日曜受入不可)	中間処理施設	
	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。					
5 土工	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法		
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
(1) 掘削	1) 表土剥 耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、20cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。 なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。 2) 掘 削 ①掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。ただし、掘削土等が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は監督職員と協議するものとする。 ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。					
(2) 埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分締固めを行わなければならない。 2) 道路路体、路肩盛土及びその他の埋戻しは、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上とな					

項 目	内 容	摘 要												
	るよう締固めを行わなければならない。 3) 道路路床は、一層の仕上り厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で締固め度90%以上となるよう締固めを行わなければならない。													
6 コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。													
7 管体工	1) 下水道推進工法用鉄筋コンクリート管 据付方法は、以下に留意するものとする。 ①受口内面及び挿口のゴムリングを点検清掃し、引き寄せ時に土等が咬まないようにしなければならない。 ②ゴムリングの受口内面及び挿口のゴムリングに滑材を均等に塗布しなければならない。 2) 管割図 施工に先立ち、管割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。													
8 管渠工 (1)工法	1) 工法については、下表のとおりエコスピードシールド工法の推進・シールド併用タイプにて行うものと計画している。ただし、他の工法を採用する場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>工法</th><th>各区間</th><th>最小曲線半径</th><th>備 考</th></tr><tr><td>泥濃式</td><td>推進区間</td><td>R=200m</td><td></td></tr><tr><td>推進・シールド併用タイプ</td><td>シールド区間</td><td>R=15m</td><td></td></tr></table> 2) 掘進機については、検査成績書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 なお、検査要領等については、下記に示すものを標準とする。 ①掘進機本体（スキンプレート材を対象） 構造検査（外観検査及び品質証明書等）及び溶接検査 ②主要部寸法 主要部寸法検査 なお、許容誤差は、土木学会トンネル標準示方書（シールド編）に準拠する。 ③油圧機器作動状況 無負荷作動（シールドジャッキ、方向修正ジャッキ）等に係る確認検査。 3) 掘進中土質、水圧、転石等により異常が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、監督職員に報告するものとする。 これに伴い、補助工法等が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 掘進完了後の掘進機は、全て解体し撤去するものとしている。	工法	各区間	最小曲線半径	備 考	泥濃式	推進区間	R=200m		推進・シールド併用タイプ	シールド区間	R=15m		
工法	各区間	最小曲線半径	備 考											
泥濃式	推進区間	R=200m												
推進・シールド併用タイプ	シールド区間	R=15m												
(2)仮設備	1) 推進工の支圧壁は別添参考図面に示すとおりであり、支圧耐力6877.24kNと見込んでいる。 2) 坑内設備について、配管設備、換気設備、照明設備、坑内排水設備、軌条設備、通信設備は、覆工完了までの期間、常時及び非常時の作業環境、保安等に必要機能を保持しなければならない。 3) 坑外設備について、発進ヤード及び到達ヤードにおける坑外設備は、計画工程の確保と環境保全を考慮した規模・配置・施工方式とするものとする。 なお、地質又は地下水等の変動によって施工方式の変更・設備の追加が発生したときは、監督職員と協議しなければならない													
(3)推進工・シ	1) 掘進機の推進方法及び推進速度等について、綿密な計画を立て、入念な施工管													

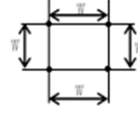
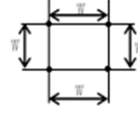
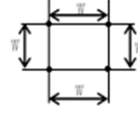
項 目	内 容	摘 要																									
ールド工	理を行い、土質、水圧、転石等により異常が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに、監督職員に報告するものとする。																										
	これに伴い、補助工法等が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。																										
	2) 推進・シールド区間の高濃度泥水材の配合および注入量は、次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合、注入量を変更する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																										
	1m3当たり																										
	<table><tr><td>種 目</td><td>粉末粘土</td><td>増粘剤</td><td>目詰材</td><td>水</td><td>比重</td></tr><tr><td>数 量</td><td>120kg</td><td>1.5kg</td><td>8.0kg</td><td>943$\frac{g}{L}$</td><td>1.07</td></tr><tr><td>注入量</td><td colspan="4">2.884$\frac{g}{m}$(平均)</td><td></td></tr></table>	種 目	粉末粘土	増粘剤	目詰材	水	比重	数 量	120kg	1.5kg	8.0kg	943 $\frac{g}{L}$	1.07	注入量	2.884 $\frac{g}{m}$ (平均)												
	種 目	粉末粘土	増粘剤	目詰材	水	比重																					
	数 量	120kg	1.5kg	8.0kg	943 $\frac{g}{L}$	1.07																					
	注入量	2.884 $\frac{g}{m}$ (平均)																									
	3) 滑材注入は、推進区間において、管と地山との空隙に推進と併せて特殊グラウトを注入して、地盤沈下の防止、管の摩擦低減、接合部の漏水防止を図り、常に切羽圧バランスを満足させるものとする。滑材は、混合済み滑材の現場打ち込み、注入量は432 $\frac{g}{m}$ を標準とする。																										
	また、推進区間が250mを超えるため、追加滑材の注入（86 $\frac{g}{m}$ ）を想定しているが、他の材料又は配合とする場合、注入量を変更する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																										
	なお、地下水による滑材の希釈・流亡等に起因し、推進抵抗値が想定を上回る場合は、滑剤の配合、種類について監督職員と協議のうえ、変更できるものとする。																										
	4) 裏込注入について、推進区間では、推進によって生じた地山のゆるみによる沈下防止を目的とし、推進完了後に速やかに施工し、シールド区間では、地表面の沈下や既設構造物への影響を防止するとともに、坑内への漏水防止、セグメントに作用する土圧の均等化等を目的とし、裏込材を注入しなければならない。																										
	裏込材の配合および注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。																										
	推進区間 1m3当たり																										
	<table><tr><td>種 目</td><td>セメント</td><td>フライ アッシュ</td><td>ベントナイト</td><td>分散剤</td><td>細砂</td><td>水</td><td>備考</td></tr><tr><td>数 量</td><td>500kg</td><td>250kg</td><td>100kg</td><td>2.0kg</td><td>0.19m3</td><td>0.6m3</td><td></td></tr><tr><td>注入量</td><td colspan="7">216$\frac{g}{m}$</td></tr></table>	種 目	セメント	フライ アッシュ	ベントナイト	分散剤	細砂	水	備考	数 量	500kg	250kg	100kg	2.0kg	0.19m3	0.6m3		注入量	216 $\frac{g}{m}$								
	種 目	セメント	フライ アッシュ	ベントナイト	分散剤	細砂	水	備考																			
	数 量	500kg	250kg	100kg	2.0kg	0.19m3	0.6m3																				
注入量	216 $\frac{g}{m}$																										
シールド区間 1m3当たり																											
<table><tr><td rowspan="2">種 目</td><td colspan="4">A液</td><td>B液</td><td rowspan="2">備考</td></tr><tr><td>硬化剤</td><td>助剤</td><td>安定剤</td><td>水</td><td>凝集材</td></tr><tr><td>数 量</td><td>240kg</td><td>24kg</td><td>3kg</td><td>845$\frac{g}{L}$</td><td>65$\frac{g}{L}$</td><td></td></tr><tr><td>注入量</td><td colspan="5">1370$\frac{g}{m}$</td><td></td></tr></table>	種 目	A液				B液	備考	硬化剤	助剤	安定剤	水	凝集材	数 量	240kg	24kg	3kg	845 $\frac{g}{L}$	65 $\frac{g}{L}$		注入量	1370 $\frac{g}{m}$						
種 目		A液				B液		備考																			
	硬化剤	助剤	安定剤	水	凝集材																						
数 量	240kg	24kg	3kg	845 $\frac{g}{L}$	65 $\frac{g}{L}$																						
注入量	1370 $\frac{g}{m}$																										
5) シールド区間での裏込注入は、即時注入方式とし、掘進後速やかに行わなければならない。																											
6) 配合、注入プラント設備計画及び注入圧力の管理方法については、監督職員に施工管理書を提出し、承諾を得るものとする。																											
7) 裏込材の注入に当たっては、変圧が生じないように下方より上方に向かって、左右対称に行うとともに、注入圧力は0.2Mpa以下で空隙の隅々まで行き渡るように施工するものとし、管体、道路、周辺の構造物に影響がないように常に監視しながら行うものとする。																											
8) 本工事は、曲線推進があるため、推進管の追従性の確保やジャッキ推進力の適正な伝達及び、管端面の破損防止のための措置を講じること。																											
9) 掘進中は常に上部の地上面の路面状況等を観測し、異常が発生した場合はただちに作業を中止し、応急処置を行うとともに監督職員に報告するものとする。																											
10) 周辺の井戸に異常が発生したとの情報を得た場合は、ただちに作業を中止し、監督職員に報告するものとする。																											

項 目	内 容	摘 要																											
9 覆工	11) 管目地については、流水等により容易に損傷しないよう、入念にモルタルで仕上げるものとする。 12) 建設汚泥の場外搬出は、9時から17時の間にしなければならない。 1) セグメントの製作時には、500リングに1回の割合で外観、形状、溶接、強度、塗装、重量の検査を行わなければならない。 また、初期段階及び1,000リングに1回の割合で仮組と水密性について、検査しなければならない。 2) セグメント組立は、1ストローク毎にシールド掘進完了後直ちに着手するものとする。 また、シールド掘進により生じるボルトのゆるみは必ず締め直すものとする。 3) セグメントの組立前に十分洗浄するとともに、組立に際しては特にセグメント面に密着するようなシール材を施し、止水するものとする。 4) シール材、パッキン材、ワッシャー等の損傷、変形、異物の付着等を検査し、異常のないことを確かめた後、正確に組立てるものとする。 また、運搬中及び組立途中で損傷が認められた場合は使用しないものとする。 5) セグメントの推進方向における継手位置は、必ず交互に組立てるものとする。 6) 施工に先立ちセグメント割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。 7) セグメントの切欠やボルトボックスは、無収縮モルタルにより充填するものとする。 無収縮モルタルは、下表に示す配合を標準としているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><td>無収縮材</td><td>水</td></tr><tr><td>1,875 kg</td><td>338^{リットル}</td></tr></table>	無収縮材	水	1,875 kg	338 ^{リットル}																								
無収縮材	水																												
1,875 kg	338 ^{リットル}																												
10 薬液注入工																													
(1) 一般事項	1) 薬液注入工の施工に当たっては、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(昭和49年8月16日付け地第940号農林水産大臣官房地方課長)、以下「暫定指針」という、「薬液注入工法の管理について(昭和52年5月19日付け構造改善局長建設部長)」及び「薬液注入工事に係る施工管理について(平成2年10月9日付け構造改善局建設部建設課長)」により施工しなければならない。 2) 施工に当たっては、注入工事に係る優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。																												
(2) 薬液注入工	1) 注入範囲及び工法 注入範囲、土質分布及び削孔位置は、設計図書に示すとおりとする。 なお、注入工法は最も目的に合致する工法を選択するものとする。施工前に配合設計書及び施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。 工法は、二重管ストレーナー工法(複相式)としている。 材料：溶液型無機タイプ 瞬結材(一次)、緩結(中結)材(二次)(中性) <table><tr><td colspan="2" rowspan="2">施工位置</td><td>発進立坑</td><td>到達立坑</td></tr><tr><td>挿入部</td><td>受入部</td></tr><tr><td colspan="2">削孔間隔及び配置</td><td>1.0m 千鳥</td><td>1.0m 千鳥</td></tr><tr><td rowspan="4">削孔総延長</td><td>礫質土</td><td>482.56m</td><td>506.80m</td></tr><tr><td>砂質土</td><td>228.00m</td><td>297.19m</td></tr><tr><td>粘性土</td><td>160.74m</td><td>—</td></tr><tr><td>計</td><td>871.30m</td><td>803.99m</td></tr><tr><td colspan="2">削孔本数</td><td>57本</td><td>56本</td></tr></table>	施工位置		発進立坑	到達立坑	挿入部	受入部	削孔間隔及び配置		1.0m 千鳥	1.0m 千鳥	削孔総延長	礫質土	482.56m	506.80m	砂質土	228.00m	297.19m	粘性土	160.74m	—	計	871.30m	803.99m	削孔本数		57本	56本	
施工位置				発進立坑	到達立坑																								
		挿入部	受入部																										
削孔間隔及び配置		1.0m 千鳥	1.0m 千鳥																										
削孔総延長	礫質土	482.56m	506.80m																										
	砂質土	228.00m	297.19m																										
	粘性土	160.74m	—																										
	計	871.30m	803.99m																										
削孔本数		57本	56本																										

項 目	内 容				摘 要											
11 高圧噴射攪拌工 (1) 一般事項	注 入 量	一次		40.812kℓ	40.784kℓ											
		二次		70.068kℓ	84.173kℓ											
		計		110.880kℓ	124.957kℓ											
	注 入 率	礫質土	N値 0～50	36.0%												
			N値 50以上	31.5%												
		砂質土	N値 0～30	40.5%												
			N値 30以上	31.5%												
		粘性土	N値 0～4	28.0%												
			N値 4～8	24.0%												
	2) 注入															
	①注入管の配置は、施工計画に基づき所定の位置及び深度を保つよう孔毎にチェックを行うものとし、所定位置の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。															
	②地盤の隆起や溝造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。															
	③注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と流入実績で大幅に差異を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。															
	3) ゲルタイム															
注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。																
4) 削孔																
工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。削孔長の管理はロッドにマーキングをし、目視においても確認できるようにしなければならない。																
5) 水質監視・地下水位																
①薬液注入による地下水及び公共水域等の水質汚濁を防止するため、地下水水質検査用の観測井(発進基地及び到達立坑)で水質監視及び地下水位観測を行うこと。																
なお、観測井は発進側、到達側とも各2箇所を予定しているが、設置箇所については、別途監督職員と協議するものとする。																
また、水質の測定項目、採水回数及び水質基準は、「暫定指針」及び 関連法規に準拠するものとする。																
②水質検査の結果は、監督職員に報告するものとする。																
③機械器具の洗浄等による廃液処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他の法令に従って処分し、また、残土及び残材の処理に当たっては、人の健康被害を発生することのないよう措置を講じなければならない。																
<table><tr><th>観測項目</th><th>観測時期</th><th>観測回数</th></tr><tr><td rowspan="4">・水素イオン濃度 ・地下水位</td><td>注入工事着手前</td><td>1回</td></tr><tr><td>注入工事施工中</td><td>毎日1回以上</td></tr><tr><td>注入工事終了後 2週間を経過するまで</td><td>毎日1回以上</td></tr><tr><td>上記2週間を経過後～ 注入終了後半年まで</td><td>月2回以上</td></tr></table>					観測項目	観測時期	観測回数	・水素イオン濃度 ・地下水位	注入工事着手前	1回	注入工事施工中	毎日1回以上	注入工事終了後 2週間を経過するまで	毎日1回以上	上記2週間を経過後～ 注入終了後半年まで	月2回以上
観測項目	観測時期	観測回数														
・水素イオン濃度 ・地下水位	注入工事着手前	1回														
	注入工事施工中	毎日1回以上														
	注入工事終了後 2週間を経過するまで	毎日1回以上														
	上記2週間を経過後～ 注入終了後半年まで	月2回以上														
1) 高圧噴射攪拌工の施工に当たっては、受注者は、施工中における施工現場周辺の地盤、構造物等への影響を定量的に把握しなければならない。																
なお、これらの施設等への影響が発生した場合、直ちに施工を中止するとともに監督職員にその内容を報告し、対応方法について協議するものとする。																
2) 施工に当たっては、注入工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を																

項 目	内 容	摘 要																							
(2) 高圧噴射攪拌工	現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。																								
	1) 改良範囲及び工法 改良範囲、土質分布及び削孔位置は、設計図書に示すとおりとする。 また、注入範囲及び工法について変更する場合、監督職員と協議するものとする。 粘性土層は造成前にプレジェットを施工するものとする。																								
	2) 施工機の設置に当たっては、排泥ピットを造成し、施工機を所定の施工位置に据え付けるものとする。																								
	3) 施工予定深度まで削孔完了後、初期噴射を行うものとする。																								
	4) 固化材の配合は下表を標準とする。																								
	1m3当たり																								
	種目	SJ 1号 H型	水																						
	数量	660kg	780ℓ																						
	5) 改良体造成時の引き上げ速度は、下表のとおりとする。																								
	<table><tr><th colspan="2">場所</th><th>引き上げ速度</th><th>引き上げ速度 (プレジェット)</th><th>改良径</th></tr><tr><td rowspan="2">発進立坑</td><td>底盤</td><td>9分/m</td><td>—</td><td>φ 3200</td></tr><tr><td>鏡部</td><td>9分/m</td><td>5分/m</td><td>φ 3200</td></tr><tr><td rowspan="2">到達立坑</td><td>底版</td><td>9分/m</td><td>5分/m</td><td>φ 3200</td></tr><tr><td>鏡部</td><td>7分/m</td><td>—</td><td>φ 2700</td></tr></table>		場所		引き上げ速度	引き上げ速度 (プレジェット)	改良径	発進立坑	底盤	9分/m	—	φ 3200	鏡部	9分/m	5分/m	φ 3200	到達立坑	底版	9分/m	5分/m	φ 3200	鏡部	7分/m	—	φ 2700
	場所		引き上げ速度	引き上げ速度 (プレジェット)	改良径																				
	発進立坑	底盤	9分/m	—	φ 3200																				
鏡部		9分/m	5分/m	φ 3200																					
到達立坑	底版	9分/m	5分/m	φ 3200																					
	鏡部	7分/m	—	φ 2700																					
6) 改良体造成時の固化材噴射及び、プレジェット水の噴射は、下表のとおりとする。																									
<table><tr><th colspan="2">場所</th><th>吐出圧力</th><th>噴射量</th></tr><tr><td rowspan="2">発進立坑</td><td>底盤</td><td>34.5MPa</td><td>370ℓ/分</td></tr><tr><td>鏡部</td><td>34.5MPa</td><td>370ℓ/分</td></tr><tr><td rowspan="2">到達立坑</td><td>底版</td><td>34.5MPa</td><td>370ℓ/分</td></tr><tr><td>鏡部</td><td>34.5MPa</td><td>350ℓ/分</td></tr></table>		場所		吐出圧力	噴射量	発進立坑	底盤	34.5MPa	370ℓ/分	鏡部	34.5MPa	370ℓ/分	到達立坑	底版	34.5MPa	370ℓ/分	鏡部	34.5MPa	350ℓ/分						
場所		吐出圧力	噴射量																						
発進立坑	底盤	34.5MPa	370ℓ/分																						
	鏡部	34.5MPa	370ℓ/分																						
到達立坑	底版	34.5MPa	370ℓ/分																						
	鏡部	34.5MPa	350ℓ/分																						
7) 改良体造成時のエアースプレーは、吐出圧力0.70～1.05MPa、噴射量は鏡部両端で4～5m3/分、鏡部中央で10m3/分以上を想定している。																									
8) 施工前に現地採取土により六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。																									
9) 事後調査ボーリングを発進・到達部各 1 箇所で行うものとする。採取したコアについては一軸圧縮試験を行い、改良体の一軸圧縮強度を確認するものとする。 設計一軸圧縮強度は砂質土改良体で3,000kN/m2以上とする																									
10) 改良体造成後、著しく強度が高いため管渠工の日進量が変わる場合は、変更協議の対象とする。																									
12 泥濃式シールド工法の施工																									
(1) 掘削工法	1) 本工事の掘削工法は、掘進機に密閉式のカッターチャンバーを設け、カッターチャンバー前面のカッターにより切削した土砂に高濃度泥水材を注入・攪拌し、チャンバー内の圧力が常に切羽の安定を保つように管理しながら排土バルブの開閉により連続排土できる機構とするものとしている。 また、初期段階及び1,000リングに1回の割合で仮組と水密性について、検査し																								

項 目	内 容	摘 要
(2) 泥水設備及び掘削機の運転管理	なければならない。 2) 掘削に際しては、現場状況を常に把握しつつ、過掘りが生じないように、努めなければならないものとする。 なお、掘削量の検収方法については、監督職員と協議するものとする。 1) 泥水設備は、シールド切羽に必要な泥水材を混合圧送できる容量及び機能を有するものとする。 2) 切羽土圧の制御は、土圧計で測定した土圧に対して掘進速度や排土速度等のコントロールが可能な設備とする。 3) 監視制御装置は、掘削中の状態を常に把握でき、かつ安全確実な作業を進めるため、土圧計、カッター、排土バルブ、シールドジャッキ、泥水材注入ポンプの相互制御を行える機能を有し、安全装置として必要に応じて警報装置等を取り付けるなど、地盤の沈下等周辺環境への影響を未然に防止できるようなものとする。	
13 原形復旧工 (1) 路盤工	発進側ヤード出入口に面する国道24号の車道・歩道の舗装を復旧する際は、道路工事施工許可に従った舗装構成で復旧すること。 1) 下層路盤 下層路盤は、再生クラッシャーラン（RC-40）を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第 3 品質管理2. 土質関係の道路工 (2) 下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。 2) 上層路盤 上層路盤は、粒度調整碎石（M-30）を均一に敷設し、施工条件に合った機械により施工管理基準別表第3品質管理2. 土質関係の道路工 (3) 粒度調整路盤工（上層路盤工）の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。	
(2) 舗装工	1) アスファルト舗装 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 路盤工施工後は、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120ℓ/100㎡以上を路盤面に均一に散布し、舗装材との密着を図らなければならない。 基層施工後は、タックコート（アスファルト乳剤PK-4）40ℓ/100㎡以上を基層面に均一に散布し、舗装材との密着を図らなければならない。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。	
第11章 施工管理		
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。	
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
3 施工管理の追加項目	1) 管渠工 推進区間については、施工管理基準の8 管水路工事の推進工事によるものとするが、曲線部のジョイント間隔については、JC継手区間で規格値+60mmを基本とし、継手から漏水が生じないように施工管理を行うものとする。 なお、たわみ率については、適用除外とする。 2) 高圧噴射攪拌工法 SUPERJET研究会発行の「SUPERJET技術資料」（2023年10月発行）によるものとし、標準的な施工管理は以下のとおりとする。	

項 目	内 容	摘 要														
4 六価クロム溶出試験	①直接測定による出来形管理															
	<table><tr><td>管理項目</td><td>規格値</td><td>測定基準</td></tr><tr><td>ロッド本数</td><td>設計値以上</td><td>全本数</td></tr><tr><td>深度</td><td>設計値以上</td><td>全本数</td></tr></table>	管理項目	規格値	測定基準	ロッド本数	設計値以上	全本数	深度	設計値以上	全本数						
	管理項目	規格値	測定基準													
	ロッド本数	設計値以上	全本数													
	深度	設計値以上	全本数													
	②記録装置による出来形管理 固化材噴出流量															
	<table><tr><td>管理項目</td><td>施工タイプ</td><td>吐出圧力</td><td>規格値</td><td>測定基準</td></tr><tr><td rowspan="2">固化材流量</td><td>SUPERJET35 (TYPE1)</td><td>34.5 MPa以上</td><td>350 L/分以上</td><td>常時</td></tr><tr><td>SUPERJET35 (TYPE2)</td><td>34.5 MPa以上</td><td>370 L/分以上</td><td>常時</td></tr></table>	管理項目	施工タイプ	吐出圧力	規格値	測定基準	固化材流量	SUPERJET35 (TYPE1)	34.5 MPa以上	350 L/分以上	常時	SUPERJET35 (TYPE2)	34.5 MPa以上	370 L/分以上	常時	
	管理項目	施工タイプ	吐出圧力	規格値	測定基準											
	固化材流量	SUPERJET35 (TYPE1)	34.5 MPa以上	350 L/分以上	常時											
		SUPERJET35 (TYPE2)	34.5 MPa以上	370 L/分以上	常時											
③品質管理 注入材料の品質証明を施工管理書類に添付するものとする。																
3) 薬液注入工 (社)日本グラウト協会発行の「薬液注入工施工資料」(平成30年度改訂)によるものとする。																
①直接測定による出来形管理																
<table><tr><td>管理項目</td><td>規格値</td><td>測定基準</td><td>測定箇所</td></tr><tr><td>注入孔数</td><td>設計値以上</td><td>全本数</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>注入孔間隔</td><td>-100mm</td><td>1箇所4本測定</td></tr><tr><td>深さ</td><td>設計値以上</td><td>全本数</td></tr></table>	管理項目	規格値	測定基準	測定箇所	注入孔数	設計値以上	全本数		注入孔間隔	-100mm	1箇所4本測定	深さ	設計値以上	全本数		
管理項目	規格値	測定基準	測定箇所													
注入孔数	設計値以上	全本数														
注入孔間隔	-100mm	1箇所4本測定														
深さ	設計値以上	全本数														
②撮影記録による出来形管理 注入孔間隔、深さ及び施工状況、1施工箇所に1回																
③品質管理 注入材料の品質証明を施工管理書類に添付するものとする。																
4) 漏水試験																
①継目試験 テストバンドにかける試験水压は、0.147MPaとする。 なお、試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。																
本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出しなければならない。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																
	<table><tr><td>対象工種</td><td>対象工法</td><td>配合試験段階 検体数</td><td>備考</td></tr><tr><td>地盤改良工</td><td>高圧噴射攪拌工法</td><td>2検体</td><td>発進・到達立坑</td></tr></table>	対象工種	対象工法	配合試験段階 検体数	備考	地盤改良工	高圧噴射攪拌工法	2検体	発進・到達立坑							
対象工種	対象工法	配合試験段階 検体数	備考													
地盤改良工	高圧噴射攪拌工法	2検体	発進・到達立坑													
5 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事において、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。															
第12章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制															

項 目	内 容	摘 要
第13章 公共事業 関係調査に 対する調査 第14章 その他 1 電子納品 2 技術提案の 履行 3 週休2日に よる施工	5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項 本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。 工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部 技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 (1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 (2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 (3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。 (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容	

項 目	内 容	摘 要																	
	に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%（8日/28日）以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、以下の補正係数を適用するが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><td>4週8休以上</td></tr></table>		4週8休以上	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	名 称	区分	補正係数	備考	4週8休以上	
	4週8休以上																		
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上																		
労務費	1.02																		
機械経費（賃料）	1.02																		
共通仮設費（率分）	1.02																		
現場管理費（率分）	1.05																		
名 称	区分	補正係数	備考																
		4週8休以上																	

項 目	内 容				摘 要
4 1日未満で完了する作業の積算		防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	市場単価
			撤去	1.02	〃
		防護柵設置工（横断・転落防止柵）	撤去	1.02	〃
			機械	1.02	標準単価
		構造物とりこわし工	人力	1.02	〃
5 CCUS活用推奨モデル工事	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。				
		1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。			
		2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。 また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～7は適用しないものとする。			
		3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、設 キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。			
		4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。 ・下請企業：建設業法（昭和24 年法律第100 号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数 ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数 ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数 ・平均登録事業者率：5に定める計測日において計測された登録事業者率の平均			

項 目	内 容	摘 要
第15章 定めなき事項	値 ・平均登録技能者率：5に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・平均就業履歴蓄積率：5に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値 5) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。 6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。 7) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。 8) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。 この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	